

初めての外国人スタッフの採用

Lesson 3: 技能ビザ

外国料理の料理人・スポーツ指導者などのハイスキル人材の在留資格

技能ビザとは

- 技能ビザは、「日本の社会や産業を発展させるために、日本人では代替することのできない特殊な技能をもつ外国人を受け入れるため」の在留資格で、外国料理の料理人や外国人パイロット、スポーツ指導者などの熟練した技能が必要なハイスキル人材に対して与えられます。
- 技能ビザが該当する職種は、①料理の調理・食品の製造、②外国に特有な建築・土木、③外国に特有な製品の製造・修理、④宝石・貴金属・毛皮の加工、⑤動物の調教、⑥石油探査のための海底掘削等、⑦航空機の操縦、⑧スポーツの指導、⑨ぶどう酒の品質の鑑定・評価等の9種類が法令で定められています。
- 技能ビザで最も多い外国料理の料理人の要件は、①実務経験原則10年以上、②外国料理の専門店であること、③調理場設備や客席数が一定規模であること、④日本人と同等額以上の給料が支払われること、⑤会社と外国人の間で雇用契約等の契約が結ばれていること、⑥雇用する会社の経営状態が安定的であること、⑦外国人が法令を遵守し犯罪等を起こしていないこと（海外領事館でもチェックあり）の7つになります。
- 入管審査期間は、概ね2ヶ月前後が目安となりますが、申請時期や雇用主、外国人本人の状況によってまちまちであり、より長い時間を要することもありますので注意が必要です。

Continental Immigration & Consulting

村井 将一

代表行政書士兼チーフ・コンサルタント

+81-3 6403-9897

murai@continental-mmigration.com

<https://continental-immigration.com>

1 実務経験	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上の調理の実務経験があること（タイ王国は5年）
2 外国料理の専門店	<ul style="list-style-type: none"> 外国料理の専門店であること（メニュー構成や調理設備）
3 設備・事業規模	<ul style="list-style-type: none"> 調理場設備や客席数が一定規模以上あること（客席数で最低20から30席以上）
4 報酬	<ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の給料を支払うこと
5 雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> 会社と外国人との間で契約があること（雇用・派遣・請負など）
6 会社の経営状態	<ul style="list-style-type: none"> 会社の経営状態が安定していること（＝安定的にその外国人を雇用できること）
7 外国人本人の法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> 外国人本人に前科や日本における法令違反等が無いこと

本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当事務所はその正確性、完全性を保証するものではなく、利用に際してはお客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。巻末に重要な注意事項を記載していますのでご参照ください。

外国料理の料理人・スポーツ指導者

ハイスキル人材の「技能ビザ」

技能ビザは、外国料理の料理人や外国人パイロット、スポーツ指導者などの熟練した技能が必要なハイスキル人材に対して与えられる在留資格です。

特に中華料理、韓国料理、タイ料理、インド料理などの外国料理の料理人（コックさん）が日本で料理人として働くために取得するケースが目立ちます。

本稿では、「はじめて外国人の料理人やスポーツ指導者などを採用する会社や経営者」のために、その要件や注意点などをご解説していきます。

技能ビザに該当する職種

技能ビザに該当する職種は以下の9種類です。

法令では、①料理の調理・食品の製造、②外国に特有な建築・土木、③外国に特有な製品の製造・修理、④宝石・貴金属・毛皮の加工、⑤動物の調教、⑥石油探査のための海底掘削等、⑦航空機の操縦、⑧スポーツの指導、⑨ぶどう酒の品質の鑑定・評価等の9種類が定められています。

ここで、入国管理局は、「技能ビザは、日本の社会や産業を発展させるために、日本人では代替することのできない特殊な技能をもつ外国人を受け入れるため」と言っています。

料理人であれば、例えば、フランス料理店で本国の有名店で修行したシェフを呼び寄せるようなことを想定しています。したがって、セントラルキッチンや飲食チェーン店での調理のような職種は不許可となります。あくまで専門外国料理店での料理人の職務等に限り、ちなみに飲食チェーンの資本の傘下であっても外国料理の専門料理店業態であれば該当します。

図表1: 技能ビザで対象となる職種(例)

	職種例	
	1. 料理の調理・食品の製造	調理師
2. 外国に特有な建築・土木	バロック建築など外国の特殊な建築物の大工	
3. 外国に特有な製品の製造・修理	シューフィッター	ペルシア絨毯職人
4. 宝石・貴金属・毛皮の加工	宝石職人	毛皮職人
5. 動物の調教	調教師	
6. 石油探査のための海底掘削等	海洋掘削技術者	
7. 航空機の操縦	パイロット	
8. スポーツの指導	スポーツ指導者	
9. ぶどう酒の品質の鑑定・評価等	ソムリエ	

出所:コンチネンタル国際行政書士事務所作成

なお、有名は裁判例では、ラーメン店チェーンを展開する外食グループの中で、本格中華料理を営む業態で技能ビザで採用された中国人料理人が、その本格中華料理の業態の経営不振から会社都合で同社がメインで運営する大衆ラーメン店に配置転換になり、その後しばらくして技能ビザを更新の際に「技能ビザの職種と異なる活動（不法就労）をしていたので更新を認めません」と更新が不許可になった事例がありました。

技能ビザの要件（料理人の場合）

技能ビザは、法令では「日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属するいわゆる熟練労働者としての活動」で「その技能について一定以上の実務経験」と「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」とされています。

ここでは、最も多いケースの料理人の具体的な要件を見ていきたいと思えます。

1 実務経験	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上の調理の実務経験があること（タイ王国は5年）
2 外国料理の専門店	<ul style="list-style-type: none"> 外国料理の専門店であること（メニュー構成や調理設備）
3 設備・事業規模	<ul style="list-style-type: none"> 調理場設備や客席数が一定規模以上あること（客席数で最低20から30席以上）
4 報酬	<ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の給料を支払うこと
5 雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> 会社と外国人との間で契約があること（雇用・派遣・請負など）
6 会社の経営状態	<ul style="list-style-type: none"> 会社の経営状態が安定していること（＝安定的にその外国人を雇用できること）
7 外国人本人の法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> 外国人本人に前科や日本における法令違反等が無いこと

（1）10年以上の調理の実務経験があること

外国人本人に調理師として10年以上の実務経験が必要です。この10年には本国の調理学校等で調理の勉強をしていた期間も含まれます。実務経験の立証は勤務していたお店の在籍証明書で証明します。在籍証明書には、「名称、所在地及び電話番号が記載」されていることが必要です。

在職証明書は、かつて偽造が横行して不法就労の温床となったことがあるため、現在では入国管理局が目を光らせています。過去勤めた店が既に潰れてなくなっており、オーナーとも連絡が取れないという状態だと実務経験年数の証明が難しくなってしまうので注意が必要です。

なお、タイのみは日本との経済連携協定によって特別に実務経験を5年以上と定めていますので、実務経験年数のハードルはその分低くなります。

図表2: 実務経験の年数

実務経験の年数	
タイ王国以外の国	10年
タイ王国 (日本との経済協定で特別に定めた)	5年

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

図表3: 在籍証明の方法

証明する書類	
タイ王国以外の国	1. 所属していた機関からの在職証明書 (外国の調理教育機関の卒業証明書等を含む) 2. 公的機関が発行する証明書があればその写し (中華料理人の場合は戸口簿と職業資格証明書)
タイ王国	1. タイ料理人として5年以上の実務経験を証明する文書 (タイ当局で認める教育機関の卒業証明書等を含む) 2. 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 3. 直前の1年タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証明する文書

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

(2) 外国料理の専門店であること

冒頭のどのような職種が該当するかのところで見てきたように、「外国において考案され、我が国において特殊なものについて営業する専門店」が技能ビザの対象となります。

つまり、日本料理店やラーメン店、ファミレス、居酒屋の調理ではその要件を満たすことができずに不許可となってしまいます。

どのような店の形態が外国料理の専門店の要件を満たせるかどうかですが、審査の実務運用上は、以下のようなことがポイントになっています。

- 外国料理の単品メニューとともにコース料理のメニューがあること（外国現地での本格的な料理をしっかり提供しているという趣旨です）
- 外国料理の提供に必要な設備を有している（ナンを焼くタンドールを設置しているインド料理店など）

（3）調理場設備・座席数等の規模が一定以上あること

座席数や調理場の規模が一定規模あることが実務上の条件になります。座席数で20～30席あれば概ね合格ラインかと思われまふ。調理場のガスコンロも簡易調理場で使われているような家庭用ガス台が1つあるだけでは認められまふ。このように、制度の趣旨を掻い潜ることを防ぐために、あまりにも小さな規模のお店では技能ビザの取得は難しくなります。

また、20席しかないので、料理人だけで10人近くも必要ということは通常ありえないので、認められまふ。合理的な業務の役割や業務量の説明は必要になります。

（4）日本人と同等以上の報酬を得ていること

同じ会社（お店）に勤めている日本人の従業員と同じ水準の給料を支払ってなければなりません。日本語能力が低く業務上十分なコミュニケーションを取ることができないなどの事情も想定されますが、それらを理由として日本人よりも給料を低く設定することは許されまふ。

給料の水準は、会社の給与テーブルや職場での日本人従業員の実際の給料、業界の相場などを参考にします。

なお、給料は、賞与（ボーナス）などを含めた1年間働いた場合に受ける報酬を12分の1として計算します。報酬とは「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます）は含みまふ。

（5）会社と外国人の間で雇用契約等の契約があること

「会社（店）と外国人本人との間」で、雇用契約等の「契約」があることが必要です。法人が契約する場合に加えて、個人事業主が外国人を雇用する場合も含まれます。雇用契約の他にも業務委託契約なども含まれますが、継続性が見込まれるものでなければなりません。

既に雇用が決まっていることの証明として、雇用契約書や内定通知書等を入国管理局へ提出することになります。そこには（4）でみた労働条件等を記載している必要があります。

その場合、在留資格がまだ許可されておらず、働けるかどうかはわかりまふので、雇用契約書には「本契約は日本政府による就労可能な在留資格の許可または

在留期間の更新を条件として発効する」といった条件をつけておくことが一般的です。

(6) 会社の経営状態

採用しようとする外国人を安定的継続的に雇用するために、採用する会社の経営状態が安定していることが求められます。経営状態については、実際の審査では決算書等を証明資料として提出します。

なお、企業は、その企業規模等に応じて、カテゴリ1から4までに区分されています。カテゴリ1は上場会社、カテゴリ2は人件費を概ね年間1億円以上程度支払う中堅規模以上の未上場企業、カテゴリ3はそれ以外の中小企業や零細事業者、カテゴリ4が新設会社のイメージです。

図表4: 企業のカテゴリ

カテゴリ1	カテゴリ2	カテゴリ3	カテゴリ4
日本の上場企業 保険会社(相互会社) 日本又は外国の 国・地方公共団体 独立行政法人 特殊法人・認可法人 日本の国・地方公共団 体の公益法人	前年分の給与所得の 源泉徴収票等の法定 調書合計表中、給与 所得の源泉徴収票合 計表の源泉徴収税額 が1,500万円以上ある 団体・個人	前年分の職員の給与 所得の源泉徴収票等 の法定調書合計表が 提出された団体・個人 (カテゴリ2を除く)	左のいずれにも該当し ない団体・個人
上場企業 政府・地方自治体	未上場の大企業 ・中堅企業	中小零細企業	新設する会社など

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

カテゴリ1、2の規模の大きな会社では、会社の経営状態はほとんど問題にはなりません。カテゴリ3の中小企業で業績が赤字決算である場合などは、雇用の安定性継続性が見込めない可能性があるため、審査が厳しくなる傾向があります。その場合、事業計画書を添付して経営状態について追加の説明を行う必要が生じます。また、新しく立ち上げた新設会社の場合は、決算をまだ行っていないので、事業計画書の提出が必須となります。

(7) 前科や法令違反がないこと

本国で重大な犯罪を犯したり、国内で犯罪行為を犯していないことおよび法令を遵守していることです。外国人料理人を呼び寄せる際に、日本の入国管理局で技能ビザの許可を得ても、入国する時になって本国の日本領事館でストップがかか

ることもあります（理由は開示されないためわかりません）。従って、国内外で犯罪行為や法令違反には注意が必要です。

技能ビザの審査期間

技能ビザの審査期間は、最近の傾向だと概ね2ヶ月前後ですが、申請する入国管理局や申請した時期、雇用先や外国人ご本人の状況などの案件によって大きく異なります。あくまでその案件によってまちまちだということ、審査期間はアンコントロールラブルだということを認識しておきましょう。

もしも、ご不明な点がありましたら、巻頭の連絡先まで遠慮なくご照会ください。

ディスクレームー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所（以下「当事務所」といいます）の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であると一部であるとを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当事務所は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration & Consulting All right reserved.

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂
コンチネンタル国際行政書士事務所